

選挙

投票できる人

昭和六十年九月十二日以前に生まれた方で、平成十七年五月二十九日以前から阿久比町の住民基本台帳に登録され、投票日当日まで引き続き本町に住所のある方。

平成十七年五月三十日以後に転入届を出された方は、前に住んでいた市区町村で投票することができます。

期日前投票

投票日に仕事や旅行などの用事がある人は、期日前投票をすることができます。

期間

八月三十一日(水)～九月十日(土)
国民審査の期日前投票は九月四日(日)～九月十日(土)

投票の方法

小選挙区選挙

候補者の氏名を記入



時間
午前八時半～午後八時

場所
阿久比町役場総務課

期日前投票は「宣誓書」に簡単な必要事項を記入するだけでできます。
入場券が届いたら、それを持参して投票に来てください。

不在者投票

指定病院や他の市区町村の選挙管理委員会ですら投票をすることができます。

また、重度の身体障害などにより外出が困難な方で、一定の条件に該当する方は、郵便による不在者投票をすることができます。

比例代表選挙

政党の名称を記入



最高裁判所裁判官国民審査

やめさせたいと思う裁判官の氏名の上欄に×印を記入

開票

日時
九月十一日(日)
午後九時十五分

場所
中央公民館南館ホール
当日の投票状況は阿久比町ホームページで選挙速報として随時お知らせします。

問い合わせ先

阿久比町選挙管理委員会(48)
1111(内207・237)

投票のしくみ

「選挙」って何か面倒くさい。「投票」ってどうやってするの。そのように思っている方、投票は簡単です。



投票日に、自分の住んでいる地区の投票所へ行き、受付係に入場券を出します。

入場券はあらかじめ阿久比町選挙管理委員会から送付します。

入場券がなくても、本人と確認できれば投票できます。

名簿対照係が本人確認をします。

投票用紙交付係に投票用紙をもらいます。

投票記載台で投票用紙に自分で記入します。

投票箱に投かんします。

衆議院議員の選挙制度

小選挙区選挙と比例代表選挙の二つの選挙によって議員を選びます。
小選挙区選挙は一選挙区から一人の議員を選びます。(阿久比町は愛知県第八区です。)
比例代表選挙は全国十一のブロックごとに行われ、各政党の得票数に応じて議員を選びます。(愛知県は東海ブロックです。)